

日本車椅子ソフトボール協会 公認審判員規程

第1条（目的）

一般社団法人日本車椅子ソフトボール協会（以下、「当法人」という。）及び支部が主催または主管する大会の運営並びに審判の権威と公正を期するため、審判員制度を設ける。

第2条（公認審判員認定）

公認審判員の認定は、当法人が期日、場所、その他の細目を定めて開催する講習会でこれを行う。

第3条（公認審判員の種別、講習会参加資格）

公認審判員の種別、講習会参加資格は以下の通り定義するものとする。

等級	対象	受講料	講習会内容
A 級	B 級取得後、公式戦 30 試合の経験	5,000 円	実技テスト、ルールテスト、講義
B 級	C 級取得後、公式戦 20 試合の経験	3,000 円	実技テスト、ルールテスト、講義
C 級	D 級取得後、公式戦 10 試合の経験	2,000 円	実技テスト、ルールテスト、講義
D 級	新規	1,000 円	e ラーニングにて実施

第4条（公認審判員の登録）

公認審判員認定を受けた者は、毎年度公認審判員として登録しなければならない。また年度登録をしなかった者はその資格を失う。登録費は以下の通り定義するものとする。

	基本登録料	
	一般	U18
A 級	3,000 円	1,000 円
B 級	2,000 円	1,000 円
C 級	1,000 円	1,000 円
D 級	無料	無料

第5条（講習会参加手続）

認定会参加資格に定める資格を有する者が当該講習会に参加しようとするときは、氏名・生年月日・住所・職業・審判経歴及び公認審判員の資格の有無（取得年月日）を記載した書面また WEB 登録をもって申し込みをしなければならない。

第6条（公認審判員の資格の喪失）

公認審判員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 年度登録を怠ったとき。ただし、特別な事由があればこの限りではない。再登録は、別に定める書式により届出するものとする。
- (2) 大会の審判委嘱を受けたにもかかわらず、特別の事由なくその任にあたらなかったとき。
- (3) 公認審判員として任務遂行上不適当と認められたとき。

第 7 条（大会の審判員）

当法人が主催する全国大会の審判長は A 級公認審判員がその任に当たる。

2 当法人が主催また共催の大会の審判、前項に準じ、B 級、C 級、D 級が公認審判員がその任に当たる。

第 8 条（国際審判員）

国際審判員の資格取得は、理事会において定める。

第 9 条（改 廃）

当規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

当規程は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。